

別表第一（第六関係）

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
一 文書又は図画 (二の項から四の項まで又は八の項に該当するも	イ 閲覧	百枚までごとにつき百円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	一枚につき百円に十二枚までごとに七百六十円を加えた額
	ハ 複写機により複写したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	A 四判一枚につき十円 (A 二判については四十円、A 一判については八十円)
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	A 四判一枚につき二十円 (A 二判については百四十円、A 一判については百八十円)
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	L判一枚につき百二十円(六切りのものについては、五百二十円)に十二枚までごとに七百六十円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	一枚につき五十円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	一枚につき百円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの	一枚につき百二十円に当該文書又は図画一枚ごとに十円を加えた額

	光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	
二 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙一枚につき十円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	一卷につき二百九十円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	A 四判一枚につき八十円 (A 三判については百四十円、A 二判については三百七十円、A 一判については六百九十円)
三 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	一枚につき十円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	L 判一枚につき三十円 (六切りのものについては、四百三十円)
四 スライド (九の項目に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	一卷につき三百九十円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	L 判一枚につき百円 (六切りのものについては、千三百円)
五 録音テープ (九の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	一卷につき二百九十円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	120分テープ一巻につき四百三十円
六 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	一卷につき二百九十円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	120分テープ一巻につき五百八十円
七 電磁的記録 (五の項、六の項又はものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙百枚までごとにつき二百円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	一ファイルにつき四百十円
	ハ 用紙に出力したものの交付 (二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙一枚につき十円

	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙一枚につき二十円
	ホ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	一枚につき五十円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
	ヘ 光ディスク（日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき百円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
	ト 光ディスク（日本工業規格X六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	一枚につき百二十円に一ファイルごとに二百十円を加えた額
八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	一卷につき三百九十円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	八ミリメートル映画フィルムについては六千八百円（十六ミリメートル映画フィルムについては一万三千円、三十五ミリメートル映画フィルムについては一万百円）に記録時間十分までごとに二千七百五十円（十六ミリメートル映画フィルムについては三千二百円、三十五ミリメートル映画フィルムについては二千六百五十円）を加えた額
九 スライド及び録音テープ（第九条第五項に規定する場合におけるものに限る。）	イ 専用機器により再生したものの視聴	一卷につき六百八十円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	五千二百円（スライド二十枚を超える場合にあつては、五千二百円にその超える枚数一枚につき百十円を加えた額）

備考 一の項ハ若しくはニ、二の項ハ又は七の項ハ若しくはニの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を一枚として額を算定する。